

## 訓練生制度 Training Programs



在日米軍は、主に採用において経験者を求めています、横須賀海軍施設などでは未経験者を育成する制度があります。ここでは、艦船修理の技能工を育成する「技能訓練生制度」、エンジニアを育成する「艦船修理技術者育成プログラム(EPDP)」の2つの制度を紹介しします。

### SRF-JRMC技能訓練生制度 ~4年間のプログラムで職人に~

#### 米海軍第7艦隊 艦船の修理を担う職人に

米海軍横須賀艦船修理廠及び日本地区造修統括本部(SRF-JRMC)は、長年にわたり米海軍第7艦隊への修理業務を行ってきましたが、1980年代に入り優れた技能と専門知識を備えた多くの熟練技能工が定年退職を迎えたことから、技能訓練生制度を設立しました。米海軍工廠で行われている見習工制度をモデルにした本制度は、日本人従業員を技能工として養成する重要な役割を担っています。第一期技能訓練生の入廠は1985年10月1日に遡ります。



訓練生は、入廠式に続き新入従業員オリエンテーションを受けたあと、採用時に決定された工場に配属され、それぞれの職務について4か月間の基礎教育を受けます。その後は長時間に及ぶ、英語のみで受講する英語の訓練に臨みます。英語の授業はテキサス州ラックランド空軍基地の国防総省語学機関が提供するプログラムに則り、同機関から派遣された講師等によって行われます。英語訓練の後は、各職場のインストラクターや職長の指導のもと、実務訓練を中心とした技能を学びます。制度開始から多くの訓練生がこの技能訓練制度を修了し、現在では卒業生の中から工場長や職長が誕生し、SRF-JRMCの多くの職場で活躍しています。

- ▶募集時期：年1回予定 ▶応募資格：高校卒業程度の日本語の理解力を有すること
- 平成29年4月からSRF-JRMC佐世保分所においても、「技能訓練生制度」が開始されました。詳しくは、こちら▶ [https://www.lmo.go.jp/recruitment/syokuba\\_hatarakikata/pamph.html](https://www.lmo.go.jp/recruitment/syokuba_hatarakikata/pamph.html)



### 艦船修理技術者育成プログラム(EPDP) ~4年間のOJTで技術支援のエキスパートに~

#### 米海軍第7艦隊の機能を技術面でサポート

SRF-JRMCは、米海軍艦船へのメンテナンス、改造工事、ドック内や海上での多くの修理業務を行います。これらの業務では、艦船修理の知識を有する技術者の確保が必須で、SRF-JRMCは「艦船修理技術者育成プログラム(EPDP)」を立ち上げ、将来にむけて有望な人材の確保にあっています。



プログラムの目的は、未経験者を4年間で技術部又は企画見積部の技術支援のエキスパートに育成することです。職務の性質上、このプログラムでは機械、電気、電子、構造、船舶などの工学分野の一般的な原理、理論の理解力が求められます。大学レベルの工学知識を求めています。

このプログラムは、艦船修理に関連する技術理論習得のための座学研修や、OJT(On-the-Job Training)と呼ばれる職場内業務訓練で構成されています。また、SRF-JRMC語学訓練課による英語訓練もプログラムの一環です。業務上必要な資格取得のため、外部機関による訓練に参加する機会もあります。

採用時には英語の能力を必要としていませんが、期間中は、知識、技術、勤務態度、英語能力について評価を行い、4年間で訓練を修了することを目的としています。

SRF-JRMCでは、「第7艦隊の艦船を常に機能させる状態を保つ」という使命達成のため、熱意と意欲のある人材を必要としています。

- ▶募集時期：3月頃予定 ▶応募資格：大卒(卒業見込み可、学部不問)または事務職、技術職における実務経験1年以上(分野不問)
- SRF-JRMCの紹介動画「Linchpin of Pacific(太平洋の要)」はこちら▶ <https://www.srf.navy.mil/About-Us/Linchpin-of-the-Pacific/>

YouTube SRF 要

検索



## 雇用と待遇について Employment and Working Conditions

### 雇用の制限

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の労務提供契約の中で、次の方は国(防衛大臣)が雇用し在日米軍に提供することができないこととなっています。

基本労務契約(MLC)・船員契約(MC)	諸機関労務協約(IHA)
アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族	アメリカ合衆国の国籍保有者
服役中の者	
18歳未満の者	
労働法規により雇用が禁止され、又は制限されている者	

### 雇用の種類

基本労務契約(MLC)と諸機関労務協約(IHA)には、大きく分けて常用と臨時の雇用種類があります。

常用	試用期間従業員	常用雇用のため採用された従業員は、最初の6か月間、試用として勤務します。(試用期間は延長、短縮又は免除される場合があります。)
	常用従業員	試用期間経過後、継続的な業務に期間の定めなく雇用される従業員です。
臨時	日雇従業員	1か月を超えない予定の業務に1日単位で雇用される従業員です。
	限定期間従業員	4か月を超えない予定の業務(1回に限り2か月を超えない範囲で延長されることがあります。)又は2年を超えない予定の業務に雇用される従業員です。
	高齢従業員	常用従業員として勤務し、定年の規定により雇用が終了後、65歳まで雇用される従業員です。
	時給制臨時従業員(HPT)	IHAのみの雇いで、臨時的業務を行うため又は常用される従業員を補助するために、1年を超えない期間雇用される従業員です。

※ 試用期間従業員、常用従業員、限定期間従業員及び高齢従業員は、フルタイムとパートタイムに分けられます。フルタイムは、1週間当たりの勤務時間が40時間となります。パートタイムは、1週間当たりの勤務時間が40時間未満となります。 ※ HPT: Hourly Pay Temporary Employees

### 基本給

勤務する職種ごとに基本給表・等級(1~10等級)が決められており、職種が変わらない限り、原則として等級は変更になりません。主な職種の基本給額は、以下のとおりです。

基本給表	事務・技術系	技能・労務系	警備・消防系	医療系	看護系
等級	1~10等級	1~10等級	1~7等級	1~5等級	1~4等級
基本給額(フルタイムの場合)	例) 予算分析職(6等級17号俸~) 289,200円~	例) クレーン運転手(6等級13号俸~) 260,400円~	例) 消防員(2等級5号俸~) 246,600円~	例) 歯科衛生職(3等級5号俸~) 239,800円~	例) 看護職(2等級5号俸~) 254,700円~
号俸	例) 秘書職(4等級1号俸~) 242,000円~	例) カウンター・アテンダント(3等級5号俸~) 219,500円~	例) 警備員(1等級9号俸~) 225,600円~		
号俸	通常、採用時は最低号俸から始まりますが、1月1日の定期昇給により毎年号俸はアップしていきます。				

※ 基本給額は、令和8年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。

### 諸手当

一定の要件を満たした場合に、手当が支給されます。

主な諸手当	内 容
扶養手当	家族等を扶養している従業員に支給されます。【子：13,000円】、【配偶者及び子以外の被扶養者：1人につき 6,500円】※配偶者については令和8年4月から支給なし
通勤手当	交通機関等を利用して通勤する従業員に支給されます。【限度額：150,000円】
住居手当	借家借間に居住している従業員に支給されます。【限度額：28,000円】
地域手当	主に民間賃金の高い地域において勤務する従業員に支給されます。横田支部が管轄する在日米軍基地が該当します。【支給額(基本給+扶養手当)×支給率(2%~20%)】
時間外勤務給	所定の勤務時間以外に勤務した従業員に支給されます。
夏季・年末手当	基準日(6月1日、12月1日)に在籍する従業員に支給されます。【基本給等の2.325ヵ月(夏季)、2.325ヵ月(年末)、合計4.65ヵ月分】
寒冷地手当	寒冷地に勤務する試用期間従業員、常用従業員及び高齢従業員に毎年11月から翌年3月までの間に支給されます。三沢支部が管轄する在日米軍基地が該当します。
退職手当	雇用が終了する常用従業員に支給されます。

※ 諸手当の金額等は、令和8年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。また、雇用の種類、地域等によっては支給されない手当があります。 ※ 各在日米軍基地の管轄する支部は、P5~6を参照してください。